

平成20年度地域再生に資する施策の事後評価に係る
アンケート調査結果報告

1. アンケート調査の概要

(1) 実施時期

平成20年11月12日(水)～12月9日(火)

(2) 調査対象及び実施方法

地域再生計画ごとに担当の地方公共団体に対して、E-mailにて、アンケート調査票の送付・回収を行った。

(3) 回収状況

発 送 数	989
回 収 数	929
回 収 率	93.9%

2. アンケート調査の結果

【アンケート調査票（1）】

（1）地域再生計画認定制度について

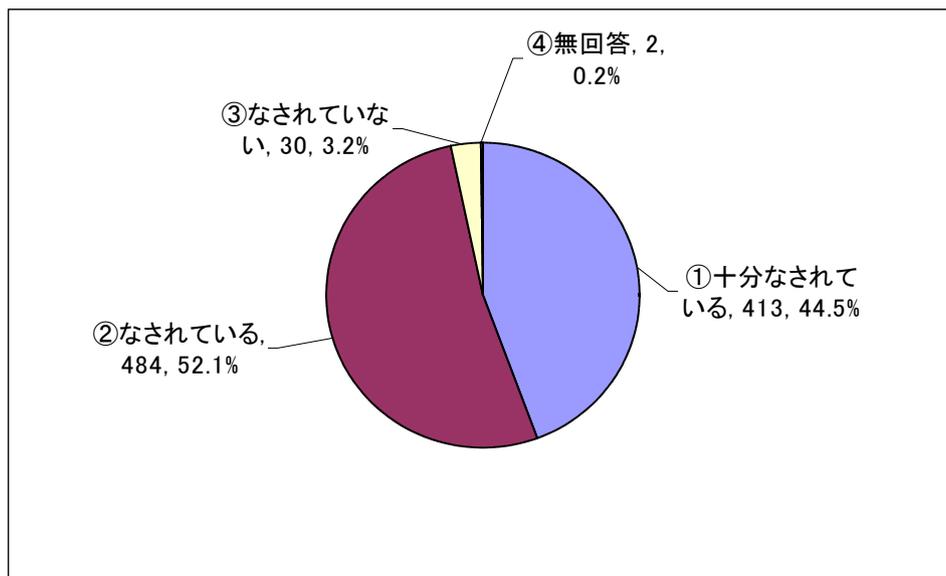
2-1 認定申請に必要な情報（受付時期、受付期間、申請方法など）について、内閣府地域再生事業推進室から情報提供（メール相談、相談窓口を含む）がなされているとお考えですか。

- ①十分なされている ②なされている ③なされていない

認定申請に必要な情報（受付時期、受付期間、申請方法など）の提供について、内閣府地域再生事業推進室から、「十分なされている」「なされている」との回答があわせて96.6%(897回答)で、「なされていない」との回答は、3.2%(30回答)となっている。

図表1 認定申請に必要な情報の提供状況

(n=929)



2-2 2-1で①又は②とご回答された場合、認定申請にあたって、より充実させた方がよいと思われる具体的な情報及び情報提供方法をご記入ください。

情報提供は「なされている」が、より充実させた方がよいと思われる具体的な情報及び情報提供方法として、次のような意見が寄せられている。

①ホームページについて

- ・ホームページに掲載されている認定申請マニュアル（総論）の認定申請書類のなかの地域再生計画に計画項目の例があるとよい。
- ・各団体からのQ&Aに関する情報。
- ・認定申請のための作業スケジュールをわかりやすく、ホームページ等で確認

できるようにしてほしい。

- ・ 支援メニュー、支援措置の追加などについての情報。
- ・ 情報、情報提供方法は、現在の形で十分であるが、サイトのトップページで、構造改革特区、地域再生計画等を大別し、その下の階層で、それぞれの詳細情報を掲載すれば、より分かりやすいのではと感じている。
- ・ ホームページをもう少し見やすくし、地方公共団体が情報を得やすいものにしてほしい。
- ・ Web サイト「わがまち元気」の中に、意見を交換するためのメーリングリスト又はネットフォーラムがあれば、より発展することが期待できると思う。

②相談窓口について

- ・ 内閣府との直接相談が行いやすいように、更なるメール相談・相談窓口の充実をお願いしたい。
- ・ 担当窓口を一つにしてほしい。（認定作業の進行状況により担当者が変わりその度説明しなくてはならないことがある。）

③説明会等について

- ・ 認定申請前に年一回程度、認定制度の説明会の開催。
- ・ 新たな制度制定や改正に係る説明会等の開催。
- ・ 他の地方公共団体の事例等の紹介や直接交流、意見交換ができる仕組みを創ってほしい。

④情報伝達について

- ・ 都道府県からの情報が当該市町村の代表へ来ることから、担当者への情報伝達が遅くなる場合がある。
- ・ 県担当課を通して、メールにて情報伝達されている。様々な情報があり、本来必要とする情報かどうか、判断に苦慮し、重要な情報を削除してしまうことがある。情報の区分（新規申請・申請・変更・変更申請・交付額調査・増額要望・調査等）を明確化し、情報提供してほしい。

⑤スケジュール関係について

- ・ 具体的な年間スケジュール（申請時期や回数など）の事前周知。
- ・ 受付時期を早め、十分な協議時間の確保。
- ・ 申請に関するタイムスケジュールのモデル的なものをマニュアル等で示してもらえれば、より分かりやすいと思う。

⑥申請関係について

- ・ 申請者の了解を得た上で、優良事例の申請関連書類一式の公開。
- ・ 添付資料の作成方法を具体的な事例により示してほしい。
- ・ 申請（変更）で参考となる手引書（解説書）を作成してほしい。
- ・ 包括的な地域再生の事例等があれば紹介してほしい。
- ・ 地域再生活動の取組地域で、活動がうまく行ったポイントや活動の障害となった点などの情報がほしい。
- ・ 具体的な活用事例を例示してくれると利用を検討しやすい。
- ・ 第1期目の地域再生計画の終了する場合の事務手続き、事後評価の報告の仕方・時期、2期目へ継続する場合の事務手続きの情報を頂きたい。

2-3 2-1で③とご回答された場合、情報提供がなされていないと考えられる具体的な情報及び情報提供方法をご記入ください。

情報提供が「なされていない」と考えられる具体的な情報及び情報提供方法について、次のような意見が寄せられている。

①スケジュールについて

- ・認定以降の具体的な計画の取扱いに関する情報。

②認定等の手続きについて

- ・変更認定及び再認定の手続きについての照会などの詳細な情報。
- ・支援措置に係る各省庁との協議や事務手続きの時期及び方法。

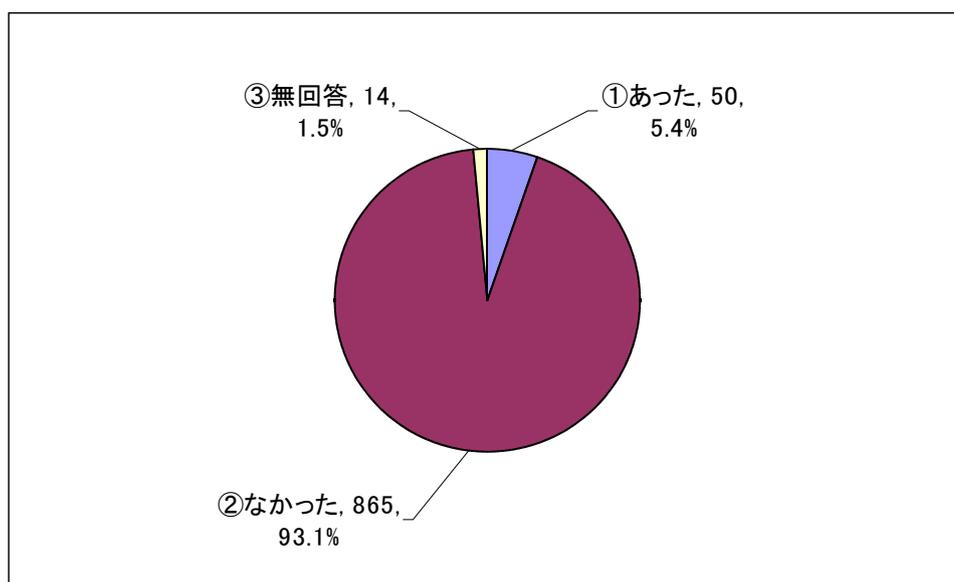
2-4 認定申請または変更申請の事務手続きについて不都合な点がありましたか。

- ①あった ②なかった

認定申請または変更申請の事務手続きについて、不都合な点が「あった」との回答が5.4%(50回答)で、「なかった」との回答は93.1%(865回答)となっている。

図表2 事務手続き上の不都合な点

(n=929)



2-5 2-4で①とご回答された場合、具体的にどの点が不都合だったかご記入ください。

事務手続き上の不都合だった具体的な点として、次のような意見が寄せられている。

①スケジュールについて

- ・支援措置として地域提案型雇用創造促進事業を要望したが、事業申請と計画

要望が同時進行であったため、事業が採択されたあとに一部修正した際、早急に再生計画に反映させなければならず調整が難しかった。

②申請書等について

- ・事務手続きの煩雑さや添付資料における説明の一部不統一な部分。
- ・制度が複雑で分かりにくいので、できるだけ手続きの具体例を挙げて、説明してほしい。

2-6 施策メニューの体系化についてお伺いします。

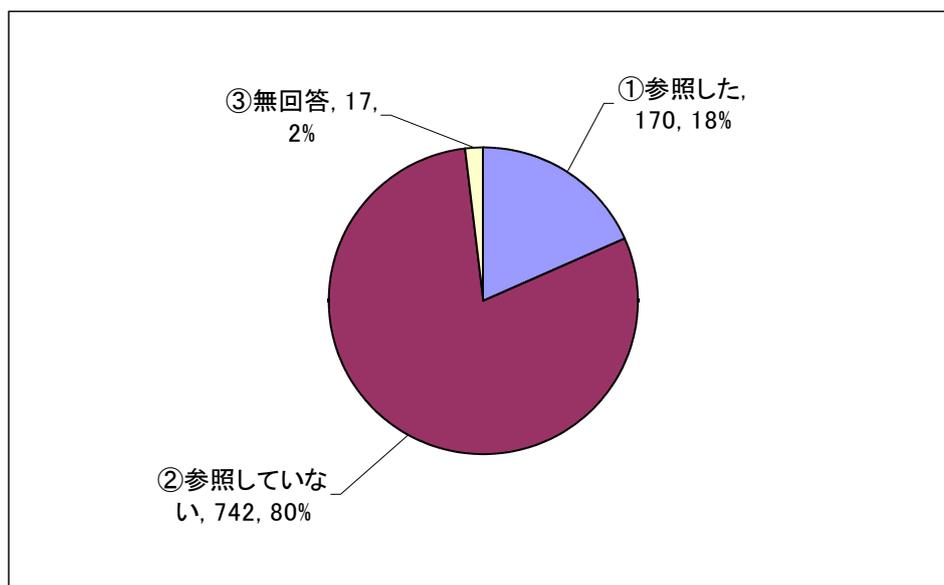
地域再生計画の作成または変更に際して、「地域の雇用再生プログラム」、「地域のつながり再生プログラム」、「地域の再チャレンジ推進プログラム」、「地域の交流・連携推進プログラム」、「地域の産業活性化プログラム」、「地域の知の拠点再生プログラム」、「地域の地球温暖化対策推進プログラム」に体系化された施策メニューを参照しましたか。

- ①参照した ②参照していない

施策メニューの体系化について、「参照した」との回答が18.0%(170回答)で、「参照していない」との回答は80.0%(742回答)となっている。

図表3 施策メニューの体系化

(n=929)



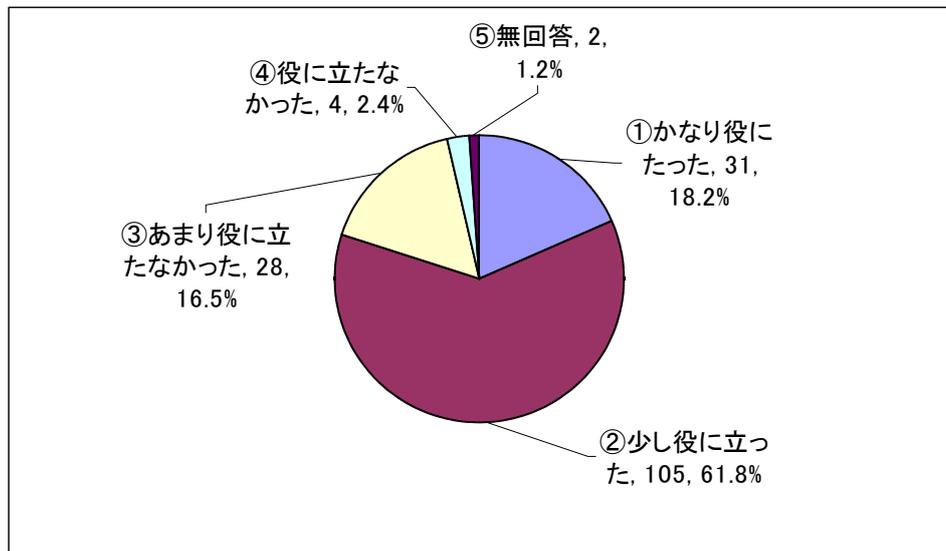
2-7 2-6で①とご回答された場合、施策メニューの体系化は計画の作成、変更にどの程度役立ちましたか。

- ①かなり役にたった ②少し役に立った
③あまり役に立たなかった ④役に立たなかった

施策メニューの体系化の有用度について、「かなり役にたった」「少し役に立った」との回答があわせて80.0%(136回答)で、「あまり役に立たなかった」「役に立たなかった」との回答はあわせて18.9%(32回答)となっている。

図表 4 施策メニューの体系化の有用度

(n=170)



2-8 2-7で①又は②とご回答された場合、どのような点で役に立ちましたか。

施策メニューの体系化が役に立っている点について、次のような意見が寄せられている。

- ①地域の雇用再生プログラムの地域雇用創造推進事業の事業実施を想定しながら、地域再生計画を作成した。
- ②地域の雇用機会の創造を検討するのに役立った
- ③どのメニューに位置付けられているかを明示にすることによって、事業の趣旨等をより明確に示すことができた。
- ④本市の抱える課題解決に向けた施策立案の際、個別・具体的な事業の選択、進め方等整理しやすかった。
- ⑤施策メニューの検索が容易であり、体系化されていることにより申請しようとする目的が明確になった。
- ⑥多種多様なメニューがある中、地域再生の目標達成のため、どのような支援が受けられるのか、また、どのような施策が有効か体系的に整理されており、計画策定の一助となった。
- ⑦施策が主要分野別に体系化されていることから、計画の位置づけが明確になり、他施策との連携など今後の方向性を定めることができた。
- ⑧「公有地の拡大の推進に関する法律による先買いに係る土地を供することができる範囲の拡大」が目的であったので、逆引きといった観点から施策メニューを活用した。

2-9 2-7で③又は④とご回答された場合、役に立たない理由はどのような点にあるとお考えですか。

施策メニューの体系化が役に立っていない点について、次のような意見が寄せられている。

役に立たなかったとする回答の多くは、既に事業内容が決まっており、他の支援措置を参照する必要がなかったというものである。

- ①項目が多く、重複・関連したものもあり、分かりにくい。
- ②プログラムの名称に対し、施策の内容が分かりにくい部分がある。
- ③活用した支援メニューと連動できるメニューがなかった。

2-10 体系化の分類方法やプログラムの名称、メニューの並べ方など、施策メニューの体系化についてご意見、改善すべき点をご記入ください。

施策メニューの体系化について、積極的な活用のため、よりわかりやすいものへの改善など、次のような意見が寄せられている。

- ①施策メニューの体系化がされる前から計画策定について進めていたため、参照できなかったが、計画認定後に確認したところ、計画を策定しようとするときには、分類によって検索等できるため、策定準備に役立つと思われる。
- ②各施策がどのように活用されているのか、参考事例にリンクされていると分かりやすくなる。
- ③施策メニュー毎の効果・利点について、より明確に開示願いたい。
- ④支援措置を検索する際に若干不便を感じる。「産業」「福祉」等の分類も併せて行っていただければ検索しやすくなるのではと思う。
- ⑤支援メニューを増やしすぎないように配慮し、市区町村で提案する申請内容に対して、弾力的に活用できるようなメニューの配置をお願いしたい。
- ⑥施策メニューの体系化によって、政策分野ごとに7つのプログラムに分類されているのは、メニューを活用する上で分かり易いが、各プログラム間で重複する施策が多いのは若干、分かりにくいと思う。
- ⑦もう少し細分化して、各事業の活用する支援施策を平行して案内願いたい。
- ⑧体系化についてはこれで充分だと思うが、施策メニューについて、もう少し具体的なメニュー内容が記載されていると、いろいろな施策を検討する上で参考になるのではないかと思う。

2-11 地域再生計画の認定制度についてご意見等があればご記入ください。

地域再生計画の認定制度について、次のような意見が寄せられている。

- ①認定制度を評価する意見
 - ・地方公共団体が自主的に行う取組みに柔軟に対応する良い制度であると思う。
 - ・地方の特性に合わせ、各制度の弾力的な運用が図られるので、とても効率的

な制度だと感じている。

- ・地域再生計画が一元的に受付されて、関係行政機関と調整されるため、個別に協議・調整をする事務負担の軽減が図られていることが、計画の認定制度の大きなメリットになっていると思われる。
 - ・当市は、震災により汚水処理施設の整備に遅滞を生じていたが、この制度の認定により遅れを取り戻すことができた。
 - ・事業間および年度間の流用が可能となり、市においては、かなり利用しやすくなったという長所があるが、事務量については、増加したように感じる。
 - ・通常、市町村では、直接、国と協議することはないが、計画書の作成段階から指導を受けられたので、申請から認定まで、短期間で円滑な事務処理を行うことができた。
 - ・これは早期に課題解決が図れる制度であると思う。今後もしろいろな地方の課題解決につながる制度であってほしい。
 - ・今回活用した市民活動支援総合事業は、国と団体の直接契約となり、地方公共団体の負担がなかったため、ありがたい制度であった。
 - ・認定制度によって明確な地域ビジョンを示すことができ、地域個性の創出を実現できたと思う。
 - ・本市では、道整備交付金事業を導入できたことにより、地域の幹線道路網のネットワーク化が進み、僅かでも人口の定住化促進や地域のにぎわいを目指すことができるようになった。
 - ・認定の範囲内で予算配分等柔軟性があり、地方の実情を反映しやすい。
- ②認定制度の改善・要望に関する意見
- ・支援措置名称について、どのようなものか理解しづらいため、内容がイメージできる名称にしてほしい。
 - ・「地域再生」という名称は、「衰退地域を活性化する」というようなマイナスのイメージがある。
 - ・自治体としての将来展望を踏まえたものであるならば、地域再生計画は「総合計画」的なものになるはずであり、申請団体としての計画は1本化となるべきところであるが、支援措置メニューや国の予算の都合で複数の地域再生計画を策定しなければならない場合がある。
 - ・支援制度が町担当課との調整も要することから、計画作成期間があまり取れない場合がある。
 - ・施策メニューに盛り込んでいる支援措置に係る申請については、1つの計画で関係省庁共通となるような合理化が図られると、より利用しやすいものとなると思う。例えば、当地域が申請した新パッケージ事業については、2つの計画書を作成したが、内容的に重複する部分があった。
 - ・もっと多くの支援メニューがあれば、地域再生計画がもっと効果的に活用できるのではないかと思う。
 - ・本市では、汚水処理施設整備交付金を活用し、農業集落排水事業等の整備を進めているが、農業集落排水事業の新規地区の事業採択に伴って、毎年地域再生計画の変更申請を行う予定となっている。目標指標が、汚水処理人口普及率としているが、計画期間内での新規地区の終末処理施設は完了しないため、普及率が変更されないことから、変更申請に伴う新たな地域再生計画の目標設定に苦慮している。新規地区追加のみの場合の簡易な変更申請制度ができるとよい。

- ・当町で認定を受けた地域再生計画は道整備交付金であるが、道の連携として、町道、林道、広域農道の組み合わせで認定されている。連携という意味では国道及び県道も欠かせない路線であることから、これらの路線との連携も含めた形であるとより効果的であると思う。組み合わせ路線を増やしてほしい。
- ・交付金を活用する地域再生計画において、事業着手後、用地や工事等の問題により、5箇年以上の工期が必要となった場合は、地域再生計画の変更により、5箇年を超える計画期間に延長できるような制度にしてほしい。
- ・時代の潮流から市町村合併や学校統廃合により小中学校等の校舎は必然的に空き校舎となるため、支援措置を受けなくても市町村の判断により、より有効的な活用が出来る制度の確立をお願いしたい。
- ・申請後の意見交換の場があってもよいと思う。

(2) 地域再生協議会について

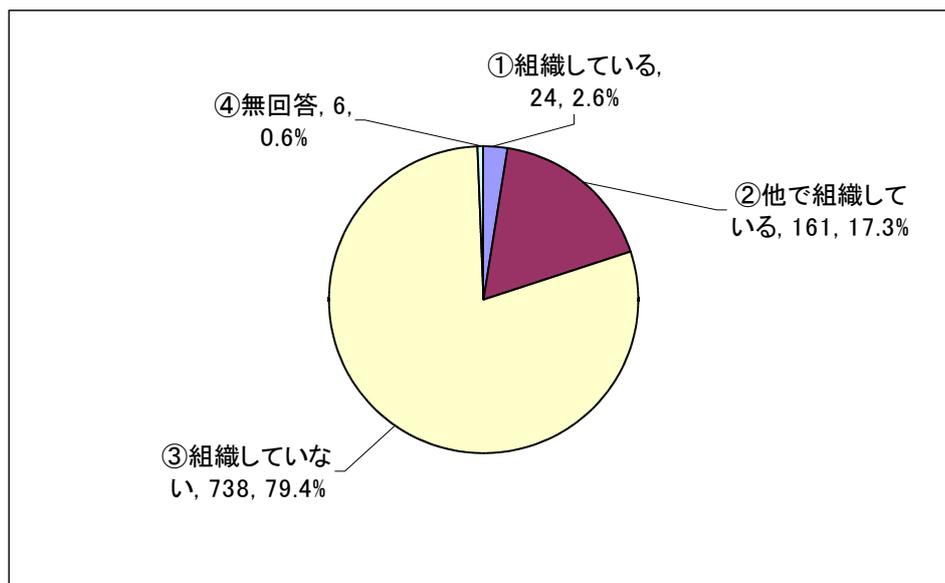
3-1 地域再生計画の遂行にあたって「地域再生法第12条に基づく地域再生協議会」又は「その他の協議会等（例 ○○調査委員会、○○協会、○○ネットワーク、○○プロジェクト、○○推進協議会など）」を組織していますか。

- ①「地域再生法第12条に基づく地域再生協議会」を組織している
- ②「その他の協議会等」を組織している
- ③組織していない

「地域再生法第12条に基づく地域再生協議会を組織している」が2.6%(24回答)で、「その他の協議会等を組織している」が17.3%(161回答)となっている。

図表5 地域再生協議会の組織状況

(n=929)



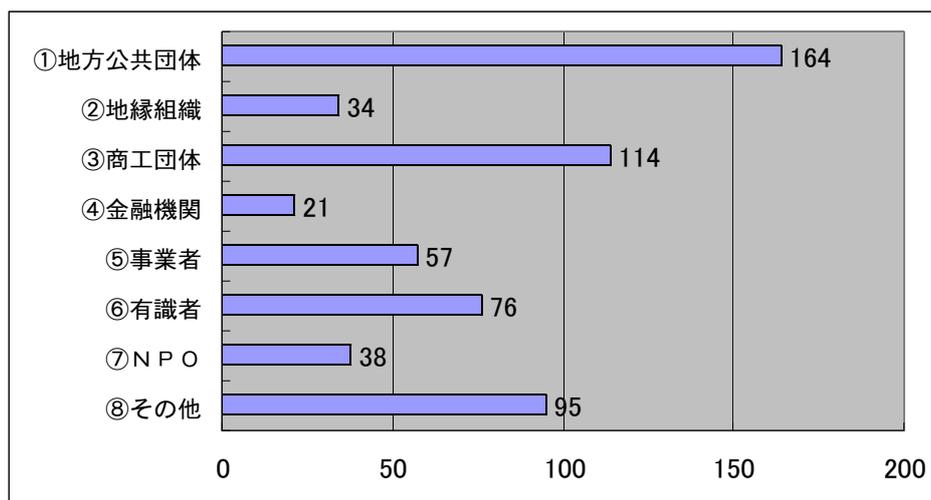
3-2 「地域再生協議会」または、「その他の協議会等」のメンバーとなっているものに「○」を付けてください。

①地方公共団体	
②地縁組織	
③商工団体	
④金融機関	
⑤事業者	
⑥有識者	
⑦NPO	
⑧その他	

→ 「⑧その他」の具体的な名称

地域再生協議会等に参加しているメンバーは、地方公共団体が一番多く、続いて商工団体、その他（国の機関や地域の各種協議会等）の順となっている。

図表6 地域再生協議会等メンバー状況



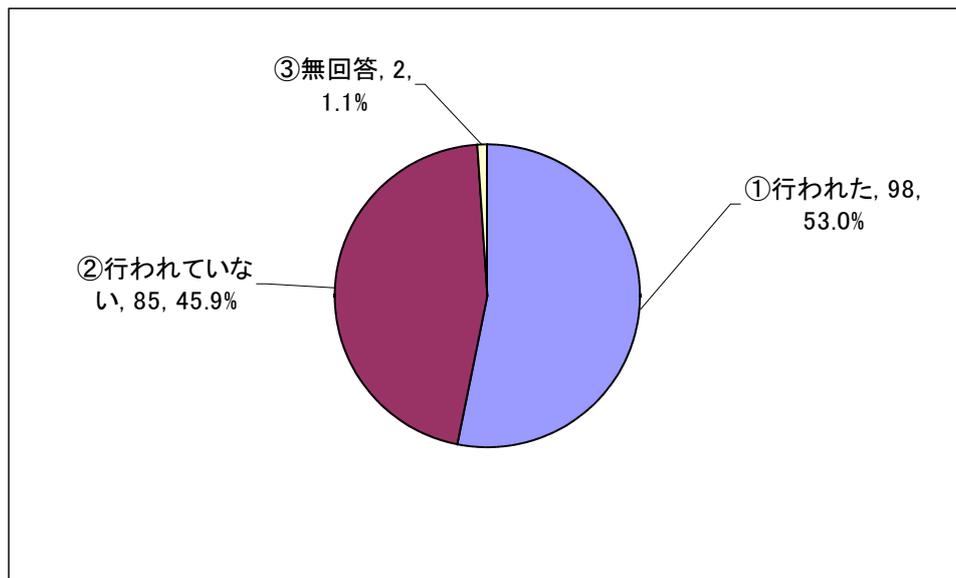
3-3 地域再生計画の作成にあたって「地域再生協議会等」での協議は行われましたか。

- ①行われた ②行われていない

地域再生協議会等での協議について、地域再生計画の作成に当たって協議が「行われた」との回答が53.0%(98回答)となっており、半数以上で地域再生協議会等の組織を活用している。

図表 7 地域再生協議会等での協議状況

(n=185)



3-4 協議が行われた場合、協議会で地方公共団体以外の構成者から出た意見で地域再生計画に反映されたとお考えの内容をご記入ください。

地方公共団体以外の構成者から出された意見で、地域再生計画に反映された内容は、次のようなものとなっている。

- ①事業内容策定において業界の現況等を把握することができ、事業策定時に反映された。
- ②今後のまちづくりの目標と地域団体のネットワークの強化につながり、地域づくりの協働の意識が深まる。
- ③施設の有効活用に関しては施設の将来的な利用方法について、近隣の民間事業所と協議、検討を行った。
- ④参画団体の意見を取り入れ目標を設定した。
- ⑤事業効果を上げるための施策として、今まで以上に地域交流や人材育成がはかれる取り組みを採用した。
- ⑥人材能力の開発や中核的人材育成の面から、マーケティング・IT活用セミナーなどの講習、研修の開催を要請され、定期的を実施している。
- ⑦中心市街地の空き店舗を活用した街の再開発、高度なIT技術を持つ人材の育成、環境に配慮した産業構造への転換など。

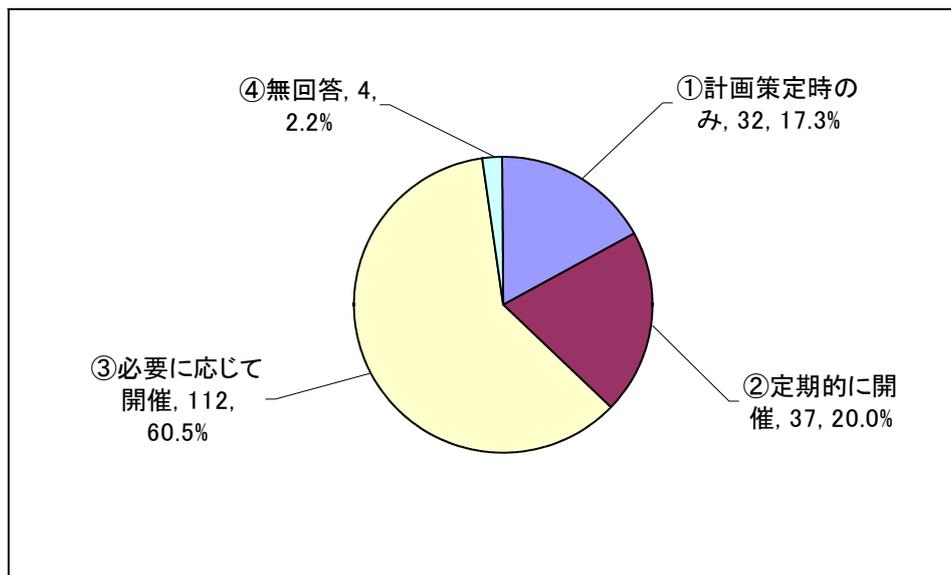
3-5 「地域再生協議会等」は、現在どの程度開催されていますか。

- ①計画策定時のみ
- ②定期的に開催（開催状況 例：月〇回等）
- ③必要に応じて開催（年〇〇回程度）

地域再生協議会等の開催状況について、「計画策定時のみ」との回答が17.3% (32回答)で、「定期的に開催」との回答が20.0%(37回答)で、「必要に応じて開催」との回答は60.5%(112回答)となっている。

図表 8 地域再生協議会等の開催状況

(n=185)



3-6 定期的、または必要に応じて開催されている場合、協議の主な内容をご記入ください。

地域再生協議会等での協議の主な内容について、次のような回答が寄せられている。

- ①年間事業計画及び事業報告、年間予算、決算及び本協議会の財産に関する事項、役員を選出、本協議会の運営及び事業に関する事項。
- ②協議会の運営及び支援措置事業に関する重要事項。
- ③コミュニティビジネスに関する情報収集・発掘・人材育成。
- ④研修の進捗状況、企業誘致活動、研修生の就職等の促進。
- ⑤事業の内容、経過報告、成果。

3-7 「地域再生協議会等」が当該地域再生計画の遂行にあたってどの程度役割を果たしているとお考えですか。

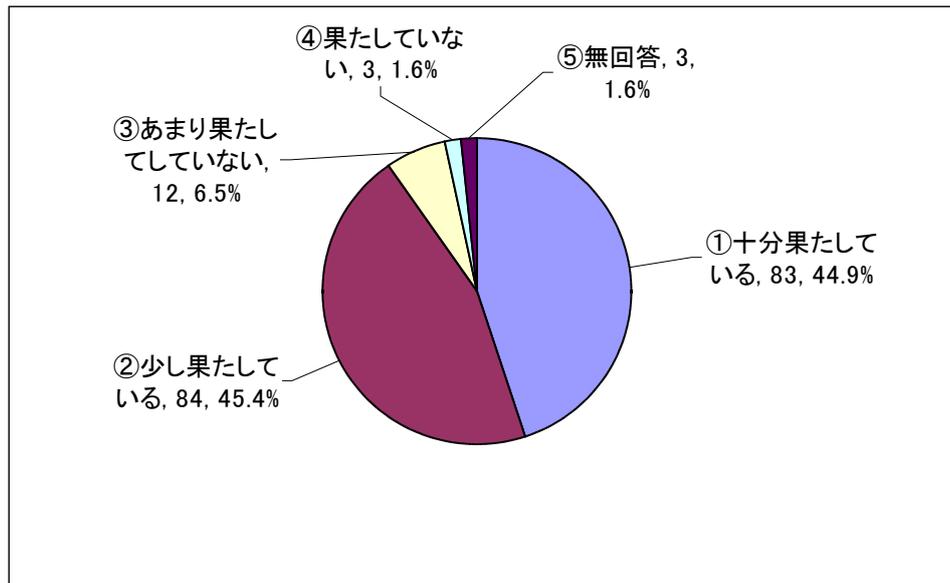
- | | |
|-------------|-----------|
| ①十分果たしている | ②少し果たしている |
| ③あまり果たしていない | ④果たしていない |

「12条に基づく協議会」、「その他の協議会等」を組織していると回答した地方公共団体のうち、地方再生計画の推進に当たって、地域再生協議会等が役割を「十分果たしている」「少し果たしている」との回答があわせて90.3%(167回答)で、「あまり果たしていない」「果たしていない」との回答はあわせて8.1%(15回答)となっている。

地域再生協議会等が組織されているところでは、計画推進に当たり地域再生協議会等の組織が果たしている役割への評価は高くなっている。

図表 9 地域再生協議会等の有用度

(n=185)



3-8 3-7で①又は②とご回答された場合、具体的にどのような点で役割を果たしているとお考えですか。

地域再生協議会等が役割を果たしている具体的な点として、次のような意見が寄せられている。

- ① コミュニティビジネスの育成について実践的な検討が出来る。
- ② 行政だけでなく、民間の有識者による就業の促進の考え方が、参考になる。また、研修を実施する上で生じたさまざまな問題について、協議会で合意を得た対応を行っており、事業についての地域全体での認識度が高く、町民の関心度が高い。
- ③ 事業において、連絡調整役として各業界と連携を図り、事業の推進に機能している。
- ④ 市や商工会だけでは偏った考え方になる場合があり、民間の目線で再確認することができる。
- ⑤ 町内の多岐にわたる団体で組織し情報を共有しているため、スムーズに事業を進行できる。
- ⑥ 事業実施計画や予算等が適正であるか判断するため重要な役割を担っている。
- ⑦ 幅広い分野からの多様な意見を聴取しながら事業を推進することができる。
- ⑧ 協議会は意見交換の場としての機能・効果を果たしている。
- ⑨ 各分野からの幅広い意見が得られるとともに、関係機関間の調整・連携がスムーズに運ぶ。
- ⑩ 情報の共有により、制度の趣旨が理解され、制度活用事例の増加につながりやすいと考える。
- ⑪ 地域の産学官等が連携して取り組む機運の醸成。
- ⑫ 民間団体の意見を事業実施に反映させていくうえで、重要な役割を果たしている。
- ⑬ 構成団体の連携促進、事業目的の達成に関する認識の共有化が図れる。

- ⑭各組織、地域住民の代表として協議に参加してもらっているため、住民のコンセンサスがとりやすい。
- ⑮本計画の区域は広域(3市町)となっていることから、意思の統一や情報・課題等の共有を図ることが重要であり、その点で重要な役割を担っている。

3-9 3-7で③又は④とご回答された場合、役割を果たしていない理由はどのような点にあるとお考えですか。

地域再生協議会等が役割を果たしていない点として、意識の相違による議論が低調であるなど、次のような意見が寄せられている。

- ①県及び市町で協議会を構成しているが、各々事業実施に対する目標への意識や財政事情の違いがあり、統一的な認識を共有することが困難である。
- ②委員からの意見・提案が少ない。
- ③各支部（地区）で取り組みに対する温度差がある。

3-10 組織されていない理由はどのような点にあるとお考えですか。

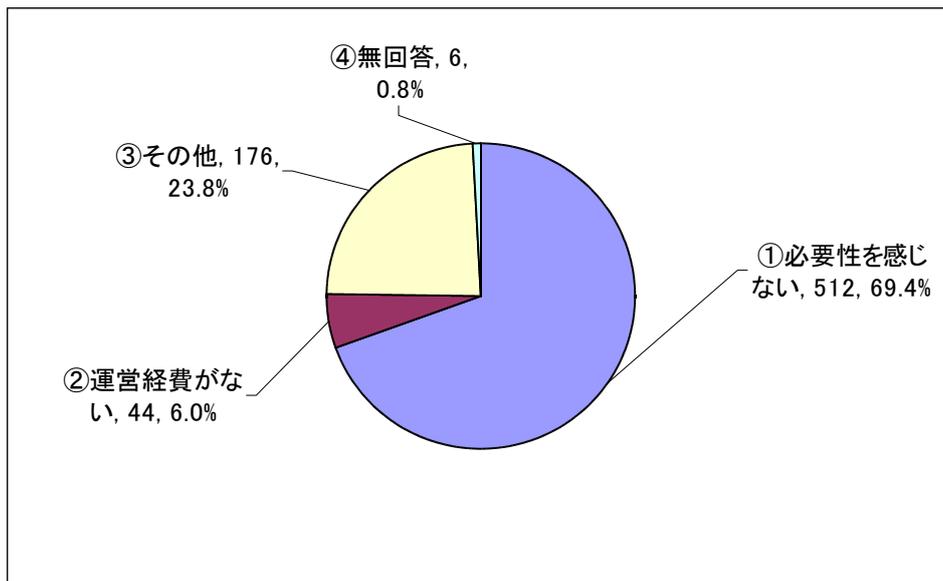
- ①組織する必要性を感じない
- ②組織を運営するための経費がない
- ③その他（具体的に）

組織されていない理由について、「組織する必要性を感じない」との回答が69.4%(512回答)で、「組織を運営するための経費がない」との回答は6.0%(44回答)となっている。

組織していない具体的な理由としては、次のような意見が寄せられている。

- ①計画に基づいて進めようとしているが、準備段階で遅れが出ており、実際に組織して協議する段階までは進んでいない。
- ②地域に存在する他の協議会の中で合意形成を図っている。
- ③事業区域が限定された地域再生計画の遂行にあたっては、住民説明会の開催により十分な説明で足りると考えている。
- ④計画策定以前から、市民団体と行政が連携し、良好な水辺空間の創造を目的とした活動を続けていることから、計画策定時に改めて当該市民団体による組織化を行わなかった。
- ⑤既存の補助金事業の継続事業として実施しているため、特に組織を立ち上げる必要はないと感じている。

図表 1 0 地域再生協議会が組織されていない理由 (n=738)

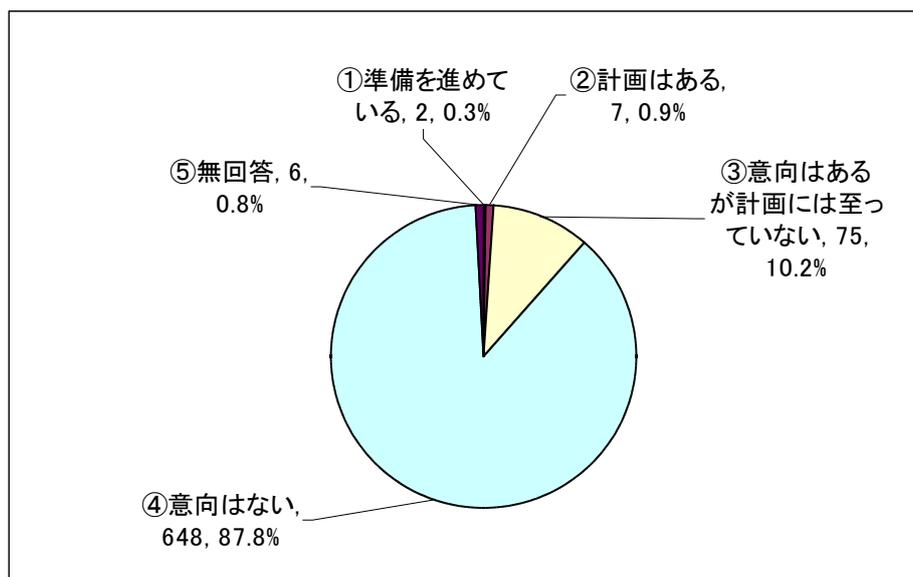


3-11 今後組織化する計画、又は意向をお持ちですか。

- ①組織化の準備を進めている
- ②組織化する計画はあるが進んでいない
- ③組織化する意向はあるが計画には至っていない
- ④組織化する意向はない

今後の組織化について、「準備を進めている」「計画はある」との回答が1.2% (9回答)で、「意向はあるが計画には至っていない」との回答が10.2% (75回答)で、「組織化する意向はない」との回答は87.8% (648回答)となっている。

図表 1 1 今後の組織化計画 (n=738)



3-12 組織されている、いないにかかわらずお聞きします。地域再生協議会のあり方についてご意見や改善の提案があればご記入ください。

地域再生協議会のあり方について、次のような意見が寄せられている。

①地域再生協議会が必要という意見

- ・計画を具体的に進めていくためには、組織化は必要になってくると思われる。ただし、組織のあり方については、それぞれの計画により変わってくると思われるので、決まった形ではなく柔軟性を持たせたほうが良いと思う。
- ・今後のまちづくりを考える上で、組織化する必要性がある。
- ・計画の内容によっては、計画実行にあたり「住民の参画」がキーワードになることから、組織する必要があると考えている。
- ・地域の多様な分野における意見を幅広く聞くことができる場として、重要度の高い協議会であると考えている。

②計画の内容によっては不要という意見

- ・設置を前提とするのではなく、地域再生計画の内容や地域性等を考慮し検討されるものと考えている。
- ・下水道事業普及促進を図る目的で、下水道審議会があり、審議会委員構成でも受益者、学識経験者も含まれていることから、広く地域の意見を公聴することが出来ると考えており、地域再生協議会と同じと感じている。
- ・既存組織の活用で十分計画の進行が可能である。
- ・協議会に代える手立て（住民合意による計画立案と検証）がされる場合は、協議会の組織は必要ないと考えている。
- ・地方公共団体が単独で行う場合には必要ないと思う。
- ・地域再生計画の策定に至るまでには、既にその内容について十分議論を行っており、改めて協議会を設置し、再度議論する必要性は感じていない。
- ・計画が主体的・客観的にみて、その目標等を達成し、順調な運営を行っていると判断できるようであれば協議会設置が不要な場合があると考えている。
- ・協議会の設置は地方公共団体が必要に応じて設置する任意設置の形が望ましいと考える。

(3) 改正地域再生法（平成20年5月21日公布・施行）の施行日以降の状況について

4-1 地域の団体・個人より、地域再生計画を作成することについての提案がありましたか。（地域再生法第5条第4項関係）

- ①あった（件数：○件、うち計画を作成した件数：○件）
- ②なかった
- ③その他（具体的内容）

地域の団体・個人より、地域再生計画を作成することについての提案が、

- 「あった」 : 1.6%（15回答）
- 「なかった」 : 96.1%（893回答）
- 「その他」 : 0.2%（2回答）となっている。

4-2 地域の団体・個人より、地域再生協議会を組織することについての要請がありましたか。(地域再生法第12条第5項関係)

- ①あった(件数:○件、うち組織した件数:○件)
- ②なかった
- ③その他(具体的内容)

地域の団体・個人より、地域再生協議会を組織することについての要請が、
「あった」 : 0.3% (3回答)
「なかった」 : 97.2% (903回答)
「その他」 : 0.1% (1回答) となっている。

4-3 地域の団体・個人より、地域再生協議会に自己を構成員として加えることについての申し出がありましたか。(地域再生法第12条第8項関係)

- ①あった(件数:○件、うち加えた件数:○件)
- ②なかった
- ③その他(具体的内容)

地域の団体・個人より、地域再生協議会に自己を構成員として加えることについての申し出が、
「あった」 : 0.4% (4回答)
「なかった」 : 96.2% (894回答)
「その他」 : 0.3% (3回答) となっている。

(4) 他の地域活性化策への取り組みについて

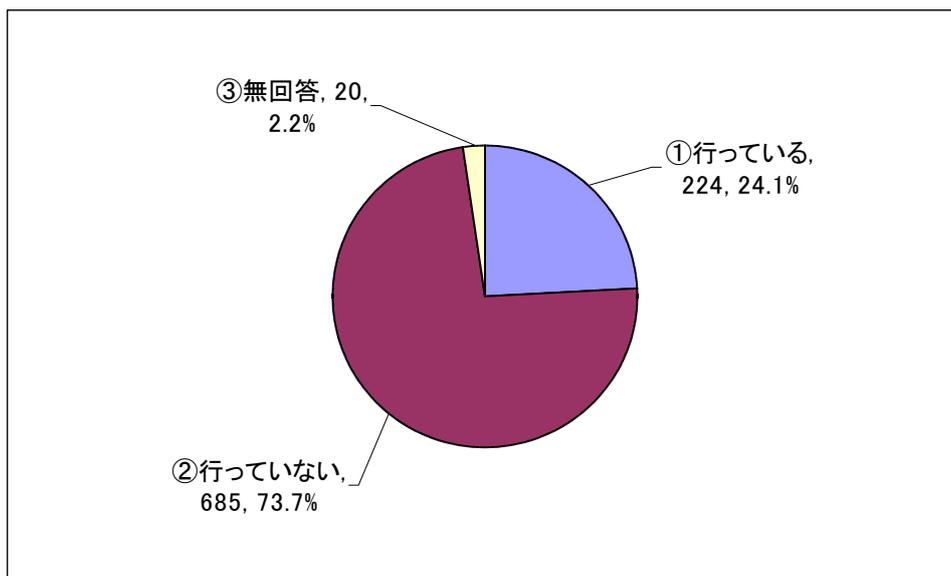
5-1 貴団体においては、地域再生計画とほぼ同じ地域で、地域活性化の目的をもって以下の施策を行っていますか。

- a 構造改革特別区域法に基づく構造改革特別区域計画(現在、全国展開された特例措置は除く)の作成
 - b 全国都市再生モデル調査等都市再生本部が行っている事業の実施
 - c 中心市街地活性化法に基づく中心市街地活性化基本計画(平成19年2月以降に認定されたものに限る)の作成
 - d その他の国の支援に基づく事業の実施
- ①行っている ②行っていない

他の地域活性化策への取り組み状況について、「行っている」との回答が24.3%(226回答)で、「行っていない」との回答は73.7%(685回答)となっている。

図表 1 2 地域活性化策への取り組み状況

(n=929)



5-2 5-1で①とご回答された場合、その施策の名称をお答えください。

また、その場合ご記入いただいた地域活性化策は地域再生計画と組み合わせて取り組むことによって、どのような効果が上がっている（又は今後上がっていく）とお考えですか。

※ 期待される効果の例

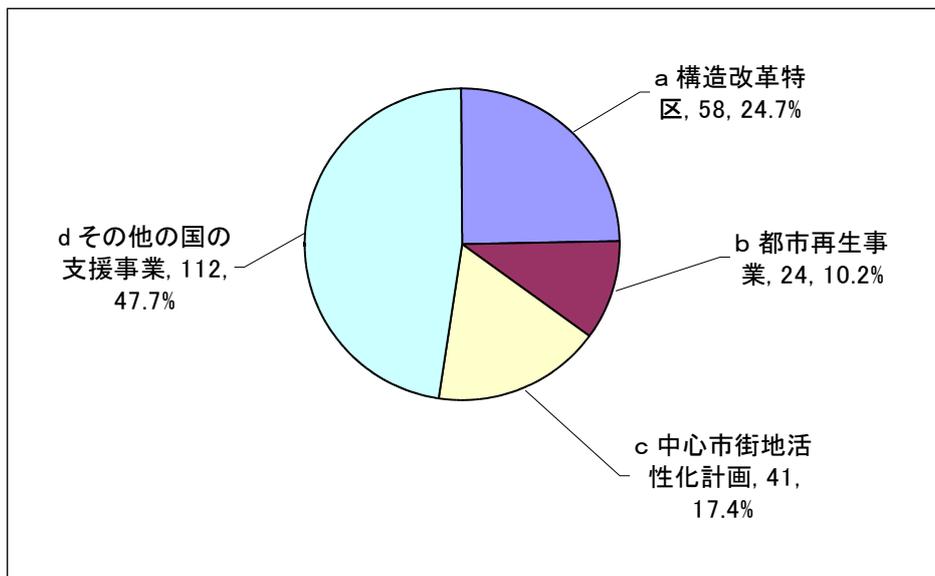
まちづくり事業のスピードアップが図られる。地域コミュニティの形成が促進される。産業の集積により雇用の増加が期待される。等

取り組みを「行っている」施策として、次のような回答が出されている。また、「現在までの効果」「今後期待される効果」については、次のような意見が寄せられている。

a 構造改革特区	:	24.7%(58回答)
b 都市再生事業	:	10.2%(24回答)
c 中心市街地活性化	:	17.4%(41回答)
d その他の国の支援事業	:	47.7%(112回答)

図表 1 3 取り組み施策の状況

(複数回答 n=235)



①現在までの効果

- ・都市再生モデル調査により、現在進めている事業の先進事例調査や潜在的なニーズを調べることができた。
- ・人材の育成が推進され、雇用の拡大が図られている。
- ・まちづくりのスピードアップが図られる。計画に位置付けられた事業の相乗的効果がある。
- ・問題意識の共有により、地域との連携が図られている。
- ・特区の認定により、NPO法人が中心となって地域内に交流人口という方法で遊休農地の解消にあたったことがベースとなって、現在の再生協議会設立に発展した。
- ・景観を意識したまちづくりにより、癒しの空間を演出して集客力の向上につながった。協議会の活動により住民の意見の吸い上げが進み事業連携への理解が深まった。
- ・他事業による整備と一体的に行なう計画を立案し、スケジュール調整しながら事業を推進することで、無駄な先行投資を未然に防ぎ、経費の節減に寄与している。

②今後期待される効果

- ・中心市街地活性化等により産業振興と観光産業や各種関連産業における雇用の増加が期待される。
- ・資源循環型社会に対応した新たな事業の展開。
- ・地域コミュニティの維持・再生策として様々な活動が活発化する。
- ・育成された人材が起業や特産品の開発、雇用の拡大に関与し、地域経済の活性化に寄与することが期待される。
- ・歴史的建造物や地域資源調査により、ビジネスモデルとしての活用策を探り、観光客の増加や地域商店街の活性化を図る。
- ・市民と協働でのまちづくりが促進されることにより、事業のスピードアップが図られる。
- ・スクーリングの実施に伴う交流人口の増による地域の活性化、宿泊客の増や

新規雇用の発生等による経済的効果を見込んでいる。

- ・ 障害者福祉と障害福祉ボランティアの連携が強化され、ボランティアを含めた総合的な障害福祉サービス体系が整備される。
- ・ 農業経営者の政策意欲の向上や農業経営の継続的な安定に繋がることが期待される。
- ・ 廃校校舎が福祉・交流の拠点として活用され、地域住民の福祉と交通が充実し、地域コミュニティの再生が図られる。また、将来的には、福祉事業の収益を地域交流支援に還元し、運営・管理まで完全に地域単独で賄うことが目的であり、地域自らの力で新たな自治サービスを作り出すことを期待している。

(5) 地域再生制度全般について

制度活用された立場で感じた制度全般に関する課題等（①課題 ②その原因 ③改善提案等）があれば、ご記入ください。

地域再生制度全般について、次のような意見が寄せられている。

課 題	そ の 原 因	改 善 提 案 等
制度活用における各種手続きが複雑	内閣府と各省の両方に対し、類似した事務処理が必要となる。	国の制度として、認定申請を一本化してほしい。
①事務が煩雑である。 ②予算措置の時期が遅く、また複数年にかかる業務についての支出に対しての対応が困難である。	①内閣府と関係省庁の両方に手続きをしなければならない。 ②委託費の交付時期が遅く事業計画に支障をきたしている。	①国の省庁間での連携を強化する。 ②事業の継続の可否及び委託費交付時期を前年度中に決定してほしい。
計画期間の延伸	財政状況により、認定計画の事業配分が困難になる場合がある。	計画期間を現行5ヶ年から最大2ヶ年延伸等
地域の団体・個人からの声がない。	「自ら考え行動」が浸透していない。	この制度を利用したことによる地域間格差の広報
地域再生計画を策定するメリットがあまり感じられない。	各事業が独立した動きとなっており、通常国庫補助を利用した場合と変わりにないため。	地域再生計画に連携を高められる方法を取り入れていただきたい。
国の補助金と県の補助金が入っている事業では、対応が異なるので、弾力的運用がしにくい。	国は交付金事業としているが、県は従来の補助事業の考えで運用している。	国と県が歩調を合わせた交付金制度にする。

変更手続きや、変更 に該当するか判定がわ かりにくい。	要領などだけではその把 握に疑問が残る。	Q & Aなどの整備をお願 いしたい。
計画認定後、支援措 置の有効活用がされて いない。また支援措置 を所掌する窓口が明確 にされていない。	支援措置の体制や手続等 がルール化されていないか、 若しくはルール化されてい ても制度利用者までの周知 がされていない。	支援措置を活用するため の手続についても具体的に ルール化し、計画認定時に 提示するなど、利用者が活 用しやすい工夫をしてはど うか。
制度の弾力的な運用 等による規制緩和策は、 部分的に効果があった 面もあるが、抜本的な 地方再生のてこ入れ策 とはなっていない。	各省庁が既得権益を保持 している現状から、結局「重 箱の隅」のような規制緩和 策しか実現できず、財源を 含めた真の地方再生策と地 方分権が進んでいないため と考察される。	効果的な地方再生のため に、各省庁が横断的に対応 することができる国レベル の制度及び組織を構築する こと。
計画立案から事業実 施までに時間がかかる。 計画初年度の実施期間 が少ない。	関連支援措置が国の年度 予算等と直結することから 随時の計画立案・実施がで きない。	現在も、複数年度事業計 画が認定されているが、年 度途中の事業開始や変更を 行いにくい。特に支援措置 の運用に関しては、現在の 時代背景からしても、的確 な内容に修正できる柔軟な 計画変更スキームを持つべ きと考える。
地方公共団体の職員 が地域の課題を感じて いてもなかなか地域再 生制度の支援メニュー の活用に至り行かない。	制度が複雑で分りにくい。	地域の課題を分類し、そ の代表的な地域再生制度の 活用事例をHPに分りやす く掲載することで、メニュ ー活用への気づきを与え やすくする。
目標の数値化が困難 な場合がある	整備効果の予測が困難な もの、あるいは、効果の数 値化自体が困難なものがある	「快適さの向上」など数 値化しない目標とする。
地域再生計画が認定 されても、その計画を 進める上で必要となる 交付金、補助金等は地 域再生計画とは別に申	地域再生計画の認定を受 けることで、自動的に受け ることができる交付金、補 助金が少ないように感じる。	補助金制度や金融措置な どの具体的な財政的支援も 含めた総合的な支援メニュ ーが充実すると制度として 活用しやすい。

請する必要があることがある。		
支援措置（メニュー）の数が多く複雑。	特になし。	地方の元気再生事業のように自治体が考える地域活性化策に柔軟に適用できる支援措置の創設を望む。
地域再生計画作成時の目標数値の設定方法により目標値の達成状況が、その年の社会情勢により左右される可能性がある。	その年の社会情勢において、経済状況が活況であるか不況であるか等によって影響が出ることもある。	複数の目標数値（3つ以上）を設定し、その内の過半数が設定値を上回った場合は、目標が達成されたとする等が考えられる。
地域再生支援施策の実施期間について	地域再生計画の期間は5年で作成しているが、初年度にのみ地域再生支援施策を受けており、じっくり取り組むことができない。	地域再生計画期間に応じた地域再生支援施策の長期的な支援をお願いしたい。
道整備の組み合わせによる制限について	林道の整備の必要性が得られにくい	ソフト事業との連携が可能であれば良いと考える。
目標達成する評価指標	数値で評価	短期間での数値目標の達成が困難であると思われるので長期的な観点で推移を計りたい。

（6）地域再生を行う場合のネック（支障）等について

7-1 地域再生制度の活用に限らず、地域の再生に取り組む場合の最大のネック（支障）は何だと感じておられますか。もしあれば、ご記入ください。

7-2 7-1にご記入の事項を解決するために、国にどのような支援を望みますか。もしあれば、ご記入ください。

地域再生のネック（支障）等について、次のような意見が寄せられている。

最大のネック（支障）	国に望む支援
地域再生に関する専門知識の不足や継	数年間継続的に関わっていただける

<p>続的に取り組む体制づくり。</p>	<p>コーディネーターの派遣。</p>
<p>過疎化、少子化、高齢化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都市集中社会形成の解消に向けた取組 ・地方分権の徹底と財政措置 ・抜本的な少子化、高齢化対策
<p>廃校校舎をはじめ未利用施設を都市部の希望者に紹介する場面があるとよいと思います。</p>	<p>移住・交流を促進するように、地方の上記施設を紹介するポータルサイトがあると有効と考えます。</p>
<p>地域に就業先となる企業等が少ないため、若年者人口が急激に減少し少子高齢化比率が進み、地域全体の活力が失われている。</p> <p>公共事業の減少により、就業先の受け皿となっていた建設業の就業人口の減少、製造業の工場閉鎖などにより働く場所も無い、働き手となる人もいない状況にあるため、新たに起業するような人材もいない。</p>	<p>地方と都市の産業の役割を明確化する必要がある。</p> <p>地方は、第一次産業を重点的に支援する政策を望みます。農業・漁業者の所得向上を図る制度があれば、所得状況が改善し担い手の問題も解消、急激な人口減に歯止めがかかると思う。国の自給率も上昇する。</p>
<p>地域ニーズの多様化・高度化に伴い、行政だけでは対応しきれない地域課題の克服に向けた住民参加、合意形成を環境問題に配慮しつつ取り組む必要があること。</p>	<p>多様な分野・立場の専門家等の技術・ノウハウの提供、人材育成に係る支援等。</p>
<p>① 中心市街地の活性化について、市町村合併に伴い1市に複数の中心市街地があり、どの市街地もともに「元気づくり」をしなければならないが、改正法による施策では、原則1市町村1中心市街地となっていること。</p> <p>② 中心市街地が空洞化する中で、商業者が高齢化し、後継者が少ないことが商業の活性化に支障をきたしている。</p>	<p>中心市街地活性化計画の認定を1市町村でも複数認定可能にすること。</p>
<p>地域再生計画を目指すことが最終目標だが、地域の崩壊の抑止を評価する基準等がないこと。</p>	<p>地域の崩壊の抑止の評価基準を明確にし、事後評価を通じて継続支援策を講じること。</p>
<p>地域を活性化させていくうえで、人材の発掘・育成は重要な位置を占める。そのため、地域内を活性化させるリーダーの養成が不可欠であり、その養成こそが最も難しいと考えている。</p>	<p>人材を派遣してもらい、法律・経営戦略等の専門知識や最新の動向や成功例等を示していただき、外部からの客観的な視点で地域活力に力添えを願いたい。</p>
<p>地域課題の多様化とそれに伴うニーズの複雑化（利益相反ニーズの顕在）</p>	<p>地域再生計画と個別施策が有機的に連動し、パッケージとして交付可能な補助制度の実施</p>
<p>現在は、事業ありきで地域再生計画を策定する形になっているが、本来は地域</p>	<p>まず、地域再生計画の募集があった上で、それを実施するための事業に対</p>

再生計画があった上で事業を実施すべきである。	して補助等を実施するのが良いと思う。
多様なメニューが用意されているので、市の事業で該当しそうなものについては検討をしていきたいが、新計画を検討する際にどこへ相談すれば良いかわかりにくい。	国の相談窓口の一覧等について情報提供していただきたい。 (新規計画策定に関する相談、計画変更が必要かどうかの相談等、項目ごとにあると助かります。また、その様な情報を都道府県とも共有していただければと思います。)
地域再生に取り組むリーダー的存在及び人材(実動者)がないなどの人材不足	総務省が推進する「集落支援員制度」など、地域内外の支援者の活動経費に係る支援(特別交付税措置より明確で透明性のあるもの)、また地域のリーダー育成に係る経費及び事業支援
地域住民の再生への意思と行動力が重要と考えます。	地域人材の発掘や活用、持続的な再生への仕組み作りは地方の役割と考えている。国には財源面での支援をお願いしたい。
若年層の都市部への流失。地域経済の悪化。	都市と地方の経済格差の解消、都市の過密、地方の過疎を平準化の方向にしていく施策。また、一定の生活水準を保証するシステムの構築。
地域住民や企業、行政などが、地域の再生に取り組む姿勢、意欲をより醸成させ、地域の活性を図ることが、どれほど重要なのかを理解する力が必要と考える	国民の意欲、やる気を向上させるような内容のテレビCMや国民向けの理解しやすいパンフレットの作成などの支援を望む。
自治体主導による地域再生の限界	住民向けの地域再生に関するアドバイザー派遣をお願いしたい。また、民間事業者への提案募集などを行って欲しい。
地域再生計画の認定を受けた団体と事業を実施する団体(協議会)とが存在し、個々の手続きの主体が不明瞭で複雑であった。	地域再生計画を遂行するための実施主体を、市町村、経済団体等により構成する協議会方式だけではなく、市町村又は経済団体それぞれが単独で実施する方式も認めてほしい。その際、国が求める協議会メンバーは実施主体ではなく、実施事業の評価者となることで連携し地域の活性化に寄与することができる。

(7) その他

8-1 その他お気づきの点があれば、ご記入ください。

その他として、次のような意見が寄せられている。

- ①実際に事業を運営する協議会の予算は脆弱であり、資金繰りが非常に困難で事業開始時や年度当初の事業運営が出来ない状況である。協力すべき自治体や商工団体も財政困窮し融資に関する利子補給も出来ない状況である。
- ②数値による目標設定などを求めすぎていると思う。それ以上の目に見えない効果（住民同士の人と人のつながり、世代間交流など）のほうが地域再生には重要でないかと考えている。

8-2 このアンケートについてご意見等あればご記入ください。

当該アンケートに関することとして、次のような意見が寄せられている。

- ①番号を記入する回答については、回答欄をクリックして番号を選択する方法で回答できるようにしていただきたい。
- ②認定を受けた時期が、2年前であるため、当時の申請状況等の記憶があいまいで、もし、このようなアンケートを実施する場合は、認定後、すぐに実施されれば、課題や改善策等を提案できると思われる。
- ③ほとんどの内容が以前回答したものと同内容を、再度記入するだけなので、そちらで集計していただきたい。

【アンケート調査票（２）】

（１）支援措置について

問５－１ 現在認定されている全ての支援措置番号をご記入下さい。

問５－２ 問５－１に対応する支援措置の名称をご記入下さい。

認定されている支援措置は、次のとおりとなっている。

図表１４ 支援措置の状況

支援措置	支援措置名称	回答数	割合
A0801	補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化	42	4.0%
A0903	社会福祉施設の転用の弾力的な承認	4	0.4%
A0904	保健衛生施設等の有効活用	2	0.2%
A1001	農林水産関係補助対象施設の有効活用	9	0.8%
A1202	公営住宅における目的外使用承認の柔軟化	2	0.2%
A2001	地域再生に資する民間プロジェクトに対する課税の特例	2	0.2%
A2002	再チャレンジ支援寄附金税制（直接型）	1	0.1%
A2004	地域再生支援利子補給金	3	0.3%
A3001	道整備交付金	252	23.8%
A3002	汚水処理施設整備交付金	328	30.9%
A3003	港整備交付金	52	4.9%
A3004	補助対象施設の有効活用	5	0.5%
B0501	外国人研究者等に対する永住許可弾力化事業	3	0.3%
B0502	外国人研究者等に対する入国申請手続に係る優先処理事業	10	0.9%
B0801	科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム	29	2.7%
B0802	現代的教育ニーズ取組支援プログラム	8	0.8%
B0804	国立大学法人における地域振興、地域貢献関連事業	1	0.1%
B0805	都市エリア産官学連携促進事業	1	0.1%
B0901	「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進	4	0.4%
B0902	地域雇用創造推進事業（新パッケージ事業）	61	5.7%
B0904	地域における若者自立支援ネットワーク整備モデル事業のうち地域若者サポートステーション事業に係る支援	1	0.1%
B1001	先端技術を活用した農林水産研究高度化事業	5	0.5%
B1002	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	4	0.4%
B1003	地域バイオマス利活用交付金	2	0.2%
B1005	強い農業づくり交付金	1	0.1%
B1009	里山エリア再生交付金	1	0.1%
B1010	上下流連携いきいき流域プロジェクト事業	1	0.1%
B1012	山村力誘発モデル事業	1	0.1%
B1014	山村再生総合対策事業	1	0.1%
B1101	地域新生コンソーシアム研究開発事業	5	0.5%
B1102	地域新規産業創造技術開発費補助事業	4	0.4%
B1103	地域企業立地促進等補助事業	2	0.2%
B1104	外国企業誘致地域支援事業	1	0.1%

B 1 1 0 5	中小企業地域資源活用プログラム	4	0.4%
B 1 1 0 6	地域資源活用型研究開発事業	1	0.1%
B 1 2 0 1	地域再生等に資する実用化技術の研究開発助成	2	0.2%
B 1 2 0 4	ビジット・ジャパン・キャンペーン（地方連携事業）	1	0.1%
B 2 0 0 1	官民パートナーシップ確立のための支援事業	13	1.2%
B 3 0 0 1	地域再生に基づく目的別・機能別交付金の総合的な実施	2	0.2%
C 0 4 0 1	公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除	20	1.9%
C 0 4 0 2	公共施設を転用する事業へのリニューアル債の措置	5	0.5%
C 0 4 0 4	地域通貨モデルシステムの導入支援	7	0.7%
C 0 7 0 1	日本政策投資銀行の低利融資等	22	2.1%
C 0 8 0 1	文化芸術による創造のまち支援事業	9	0.8%
C 0 9 0 1	地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）	63	5.9%
C 2 0 0 1	市民活動団体等支援総合事業（地域再生に資するNPO等の活動支援）	44	4.1%
C 3 0 0 1	国民生活金融公庫の「新創業融資制度」の要件緩和	2	0.2%
C 3 0 0 3	地域再生支援のための「特定地域プロジェクトチーム」の編成	13	1.2%
C 3 0 0 4	公有地の拡大の推進に関する法律による先買いに係る土地を供することができる用途の拡大	5	0.5%
計		1,061	100.0%

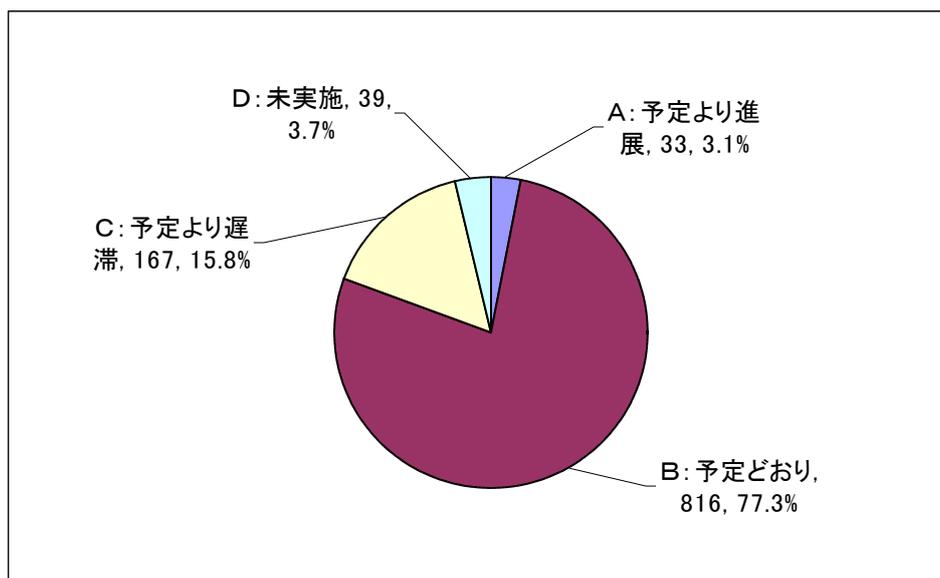
問 5 - 3 問 5 - 1、問 5 - 2 に対応する支援措置毎の進捗状況について、以下のいずれかを選択して下さい。

- A : 予定より進展 B : 予定どおり C : 予定より遅滞
D : 未実施

支援措置毎の進捗状況について、「A : 予定より進展」「B : 予定どおり」との回答があわせて80.4%(849回答)で、「C : 予定より遅滞」は15.8%(167回答)、「D : 未実施」は3.7%(39回答)となっている。

図表 1 5 支援措置毎の進捗状況

(n=1055)



問 5 - 4 問 5 - 3 の回答が A、C、D の場合、その状況に至った要因をできるだけ具体的にご記入下さい。

支援措置毎の進捗状況について、「予定より進展」として、次のような意見が寄せられている。

- ①「A 3 0 0 2 汚水処理施設整備交付金」
 - ・ 5 ヶ年の予算が確保されたことにより、公共下水道については、事業年度間の計画が立てられた。また、普及促進により、浄化槽整備が進んだ。
- ②「C 0 9 0 1 地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）」
 - ・ 事業がマスコミで紹介されることにより認知度が上がり、地場企業等への浸透が計られた。
- ③「C 3 0 0 1 国民生活金融公庫の「新創業融資制度」の要件緩和」
 - ・ 支援対象となる創業分野を 7 分野と広く設定したため、多様な創業者が制度を活用できた。
 - ・ 自己資金要件が 1 / 2 から 1 / 3 に下がり資金調達が課題の創業者には有利な制度である。

支援措置毎の進捗状況について、「予定より遅滞」「未実施」として、次のような意見が寄せられている。

- ①「A 0 8 0 1 補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化」
 - ・ 計画を実施していくための基盤整備に時間を要してしまっている。
- ②「A 3 0 0 1 道整備交付金」
 - ・ 財政難の中で持ち出し財源が十分に確保できないことから、一部路線で遅れが出ている。
 - ・ 工事による環境への影響に考慮したため、工事期間が限定され、工事が遅延している。
 - ・ 計画路線の用地買収が難航（地元要望に伴う設計変更、相続、反対者等）したことと、計画路線位置で埋蔵文化財調査が必要となったため当初の計画より遅延している。
 - ・ 豪雨災害により受けた被害の影響により、林道事業の進捗に支障を来たしたため。
- ③「A 3 0 0 2 汚水処理施設整備交付金」
 - ・ 公共下水道事業は単独事業費が当初計画どおり予算措置がなかったため遅れが生じており、市町村設置型の浄化槽事業は住民から申請があつてから事業が始まるが、長引く景気の低迷により予定より申請件数が少なかったため、遅れが出ている。
 - ・ 公共下水道管渠整備に伴う実施設計により、耐震対策及び地下水対策等、不測要因が発生しており、計画事業費に対して事業量に遅れが生じている。
- ④「A 3 0 0 3 港整備交付金」
 - ・ 県財政シーリングの影響により、進捗調整を行っている。
- ⑤「B 1 0 0 2 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」
 - ・ 庁内の推進体制が確立していない。また、整備予定地の調整がまだついていない。
- ⑥「C 0 9 0 1 地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）」

- ・ 目的達成のための事業を計画し、実施しているが、目標達成に至らない例が多く、事業を実施することが難しくなりつつある。
- ・ 計画認定の時期や委託費の交付時期が遅れたことから、事業推進員の採用、その他調達等に遅れが発生し、事業開始が遅れた。

(2) 地域再生計画の目標

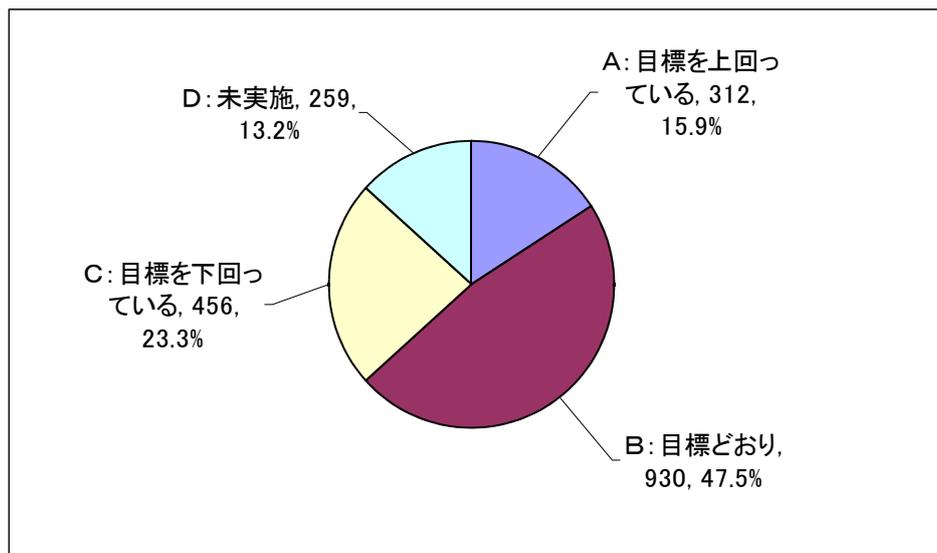
問6-4 現在の目的達成状況について、目標ごとに以下のいずれかを選択して下さい。

- A：目標を上回っている B：目標どおり
C：目標を下回っている D：未実施

支援措置に係る各事業の目標達成状況について、「A：目標を上回っている」「B：目標どおり」との回答があわせて63.4%(1,242回答)で、「C：目標を下回っている」との回答が23.3%(456回答)、「D：未実施」との回答は13.2%(259回答)となっている。

図表16 事業の目標達成状況

(n=1957)



問6-5 問6-4の回答がA、C、Dの場合、その状況に至った要因をできるだけ具体的にご記入下さい。

目標達成状況について、「目標を上回っている」の要因として、次のような意見が寄せられている。

- ①「A0801 補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化」
 - ・ 多くのメディアに取り上げられ、また、利用者間の口コミ効果等により、施設の知名度が上がり、当初予定したよりも利用者が増加した。
- ②「A3001 道整備交付金」

- ・地球温暖化防止等の施策の影響もあり、目標を上回る間伐等の森林整備が進んだ。
 - ・農道が部分開通したことによりアクセスが改善し、流通輸送の合理化による営農意欲の向上や、JAによる環境にやさしい農業の積極的な推進による。
 - ・定期的な事業展開をおこない、積極的にHP・広報紙等の情報発信をおこなった。また、行政も、交流事業、農林業振興、定住対策事業に力を入れたため、交流人口も拡大した。
- ③「A3002 汚水処理施設整備交付金」
- ・近隣都市において市の知名度アップのためのイベントの実施や、市ホームページでの紹介、民間放送機関との協力によるイベント・催しなどの啓発活動等の実施により、当初予定していた日帰り観光客数が増加した。
 - ・イベントの開催、観光・特産品のPRを実施すると同時にメディアの取材等もあり、観光客は年々増加している。
- ④「C0701 日本政策投資銀行の低利融資等」
- ・従来の稽古場としての活用に加え、体育館を演劇・ダンス公演をはじめとする、多目的施設として利用できるよう整備したことにより使い勝手が向上した。
- ⑤「C0901 地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）」
- ・国内外のメディアにとりあげられ、また地区の地価が住宅地として3年連続で上昇率1位となるなど、リゾート地としての知名度が上がり、外国人観光客の増加と活発な投資が続いている。
 - ・技術者の育成、経営知識の育成等の人材育成については、本市の企業の多くが必要としていた課題であり、本事業により企業が必要としていた人材の育成、また課題を解消するための各種事業を企業ニーズに沿った内容で実施できたことが成功の要因と考えられる。
 - ・産学官の連携による解体処理、加工、熟成保存管理等の各種技術の高度化、販路が口コミで拡大し、ブランド力がついた。また、廃止された給食センターを惣菜加工施設として利活用したため、女性の雇用にもつながった。
- ⑥「C2001 市民活動団体等支援総合事業（地域再生に資するNPO等の活動支援）」
- ・多くのメディアに取り上げられたことにより、古民家の価値が再認識され、古民家再生に向けての関心が高まった。
- ⑦「C3001 国民生活金融公庫の「新創業融資制度」の要件緩和」
- ・創業の意識啓発から開業後のフォローアップまで、支援措置の活用を含め、関係機関と連携し起業化の各段階に応じた創業支援策を展開し、創業が促進された。

目標達成状況について、「目標を下回っている」「未実施」の要因として、次のような意見が寄せられている。

- ①「A3002 汚水処理施設整備交付金」
- ・人口減少の影響が大きく、各種イベントの集客数が伸び悩んでいる。又、農業体験をする学生も減少している。
 - ・財政状況が厳しく、財源確保が困難である。
- ②「A3003 港整備交付金」
- ・自然条件による漁獲量の減少及び燃料高騰による出漁回数の縮減による。

- ・県財政シーリングの影響を受けている。
- ③「B0801 科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム」
 - ・クリスタルバレイ構想は FPD 関連産業の拠点形成を図るものであるが、近年、FPD の主戦場である薄型テレビが大型化し、それに伴い、パネルメーカーの寡占化が進展したことから、投資意欲のあるターゲット企業が激減した。このような時代の変化に対応すべく昨年度設置した懇話会の提言を踏まえ、太陽電池、自動車、電子部材も視野に入れ多角的に展開しているが、世界同時不況の影響により産業界全体の投資マインドが冷え込んだ。
- ④「C0901 地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）」
 - ・不景気等により地元企業の雇用が減少したことから、育成した人材の雇用者数も当初の予定より減少した。

(3) 支援措置の有用度等

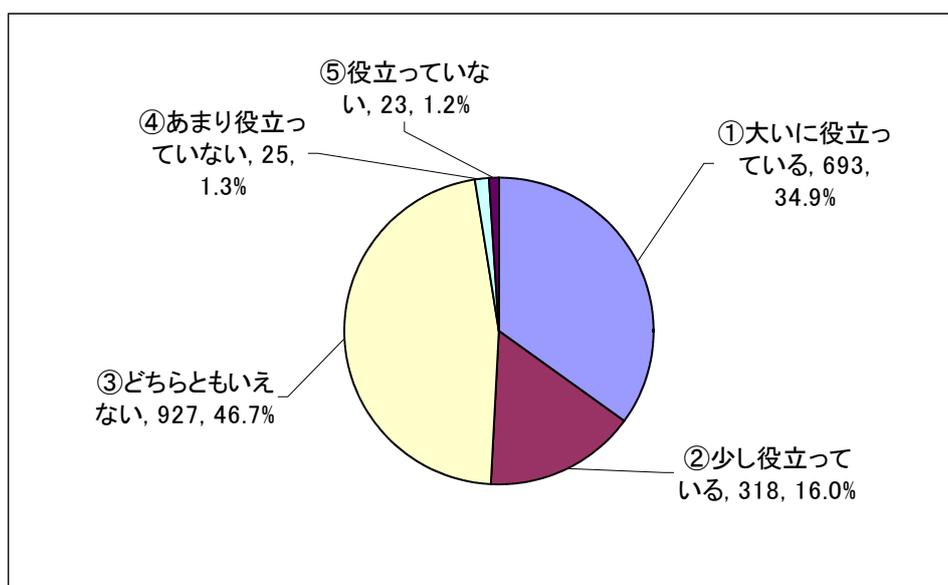
問7-1 目標達成の向上に支援措置がどの程度役立っているかについて、以下のいずれかを選択してください。

- ①大いに役立っている ②少し役立っている
- ③どちらともいえない ④あまり役立っていない
- ⑤役立っていない

支援措置の有用度としては、「大いに役立っている」「少し役立っている」との回答があわせて50.9%(1,011回答)で、「あまり役立っていない」「役立っていない」との回答があわせて2.5%(48回答)となっており、「どちらともいえない」との回答は46.7%(927回答)であった。

図表 17 支援措置の有用度

(n=1986)



問 7 - 2 問 7 - 1 の回答が①、②の場合は、具体的に役立っている点を、④、⑤の場合は、そう考えられる理由及びその改善方策をご記入下さい。

目標達成の向上に支援措置が役立っている点として、次のような意見が寄せられている。

- ①「A 0 8 0 1 補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化」
 - ・補助金で整備された学校施設でしかも休校中の施設を有効活用する場合、手続きが必要になるが、制度の中で「余裕教室の利活用」という取り扱いをされているため、手続きが大幅に簡略されている。
- ②「A 0 9 0 4 保健衛生施設等の有効活用」
 - 「C 0 4 0 1 公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除」
 - ・合併により遊休施設となっていた保健センターを、障害者拠点施設として整備し、地域活動支援センターとして有効活用することができたことにより、障害者施策が展開できた。
- ③「A 3 0 0 1 道整備交付金」
 - ・広域農道の効率的な整備により、市場等への流通の迅速化が図られ、低コストで生産性の高い地域農業の推進が図れる。
 - ・道路ネットワークの早期構築により、医療施設等への緊急時のアクセスが改善される。
 - ・農道整備と連携し道路を一体的に整備・接続することで道路ネットワークの充実が図られ、農畜産物流通の効率化、合わせて新たなアクセス道路となることで生活環境の向上につながると考える。
 - ・特定財源の確保により事業着手が可能となった。また、進捗状況等に応じた事業間の予算の融通や年度間の事業量の変更が出来ることにより、効率的な事業執行が可能となった。
 - ・この事業により、広範囲に森林整備がすすみ、円滑な林産物の搬出、豊かな森林資源整備へと繋がっている。
 - ・昨今の経済状況の下、地方公共団体においては財源不足により地域活性化重要施策推進に不可欠な各整備が進まない中、当該交付金事業は貴重な財源となっている。
- ④「A 3 0 0 2 汚水処理施設整備交付金」
 - ・公共水域の水質改善を図り、市民の生活環境改善につなげて、住民の快適生活を確保する上で、大いに役立っている。また、年度間・補助単独の流用が可能なことや5年間の計画を目標とすることができた。
 - ・達成すべき5か年の計画（目標）がはっきりすることにより整備を進めやすい。また、事業間の連携、年度間の流用等により、融通が利き進めやすい。
 - ・認定を受けた期間内で補助金が確保されるため、計画的・継続的に事業を推進することができる。
- ⑤「A 3 0 0 3 港整備交付金」
 - ・港の整備により、水揚量が増加及び物流が活性化され、周辺観光施設の利用者増加にも影響を及ぼした。
 - ・厳しい財政状況の中で、交付金が確保できると事業の進捗が図れる。
- ⑥「B 0 8 0 1 科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム」

- ・当該支援措置により大学と地域（行政や各種地域団体等）との関係がより一層密になり、大学側からすると研究・実践フィールドが拡大し、大学で育成した人材の県内定着率向上につながったと考えている。また、地域からすると知の拠点形成されたことにより協働研究や実践活動を実施する環境が整い、案件数の増につながったと考えている。
- ⑦「B0902 地域雇用創造推進事業（新パッケージ事業）」
 - ・地方財政が厳しい折、支援制度を活用し、求職者のスキル向上をはじめ、地域の人材育成がなされることによって、地域経済の底上げ、求職者の就職促進が図られる。
 - ・観光関連産業に就職を目指す求職者等（一部在職者）を対象に、外国語習得、接客技能など、スキル向上を図る人材育成を行うことにより、地域全体の観光産業の底上げを図ることができる。
 - ・支援措置により、雇用拡大・人材育成・就職促進を図るため、合わせて10コースの研修会を開催した。求職者を中心に多くの参加があり、雇用促進を図ることができた。特に、就職面談会での事業主とのマッチングが効果的であったと考える。
- ⑧「C0701 日本政策投資銀行の低利融資等」
 - ・日本政策投資銀行からの低金利融資を受けた企業において、工場社屋の増築工事が行われ、医療機器の新分野における拡充が図られる状況にある。
- ⑨「C0901 地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）」
 - ・地域単独では厳しい財政支援が国の支援措置を受けることによって可能となる。
 - ・企業ニーズに応じた事業を多くの関係者の協力の下、実施することが出来ており、企業からも高い評価をいただくことができた。事業実績もでている状況にあり、さらには各事業お互いの相乗効果による雇用の創出も図られ、支援措置が果たしている役割は多大なものがある。
 - ・離島という地理的条件下において人材育成に係る時間と経費は膨大である。専門性のある人材や情報が集中する首都圏の企業のノウハウ取得スキルアップに大変有効であった。
 - ・離島という地理的条件が厳しい地域においては、情報関連の人材育成や地域資源を活用した産業振興が有用であると立証された。
- ⑩「C2001 市民活動団体等支援総合事業（地域再生に資するNPO等の活動支援）」
 - ・市民活動支援センターを中心とする団体間のネットワークの必要性を、行政が呼びかけるのではなく、団体からの声として事業を展開できたことで、自主性が生まれた。
 - ・市民や事業者に対し、各プロジェクトの概要を知らせ、啓発することにより、取り組みの幅を大きく広げることができた。
 - ・多くの人材が育成するまでに至らなかったが、本事業を実施したことをきっかけに、人材発掘、育成、定着の必要性に地域が気付き、これらの点を考慮した事業を行いつつある。
- ⑪「C3003 地域再生支援のための「特定地域プロジェクトチーム」の編成」
 - ・プロジェクトチームの助言により、地域における食料産業クラスター形成方策、競争力の強化、水素エネルギーを利用した冷凍・冷蔵システムの事業化、農水産品の競争力強化に役立っている。

役立っていないと考えられる理由及びその改善方策として、次のような意見が寄せられている。

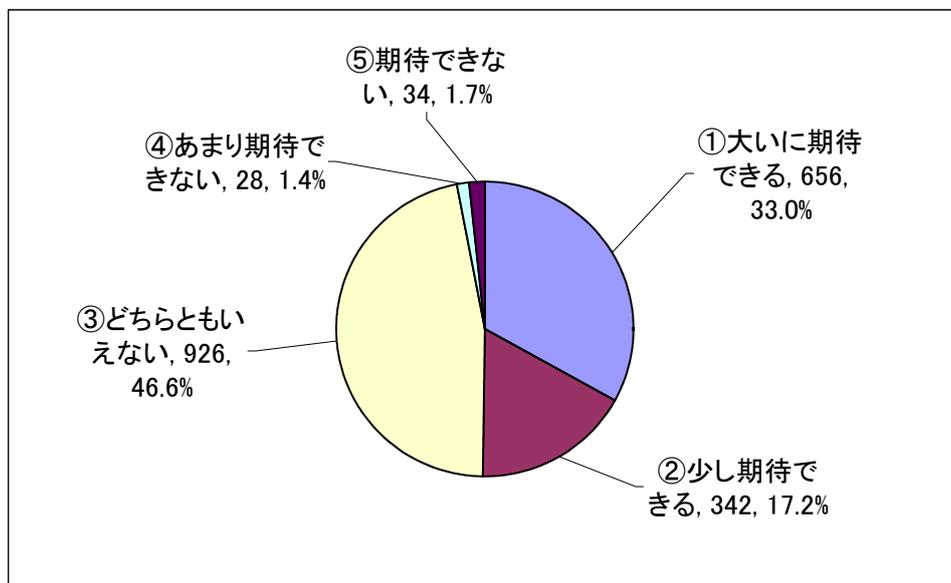
- ①「A3002 汚水処理施設整備交付金」
 - ・地方公共団体が各事業に自由に配分できる一括交付金のような形であれば、活用度が高まると考える。
- ②「C2001 市民活動団体等支援総合事業（地域再生に資するNPO活動の支援）」
 - ・支援措置が単年度となっていること。

問7-3 今後支援措置が目標達成の向上に役に立つと期待できるかについて、以下のいずれかを選択してください。

- ①大いに期待できる
- ②少し期待できる
- ③どちらともいえない
- ④あまり期待できない
- ⑤期待できない

支援措置の今後の期待度として、「大いに期待できる」「少し期待できる」との回答をあわせて50.2%(998回答)で、「あまり期待できない」「期待できない」との回答をあわせて3.1%(62回答)となっており、「どちらともいえない」との回答は46.6%(926回答)であった。

図表18 支援措置の今後の期待度 (n=1986)



問7-4 問7-3の回答が①、②の場合は、具体的に期待する点を、④、⑤の場合は、そう考えられる理由及びその改善方策をご記入下さい。

今後支援措置が目標達成の向上に役に立つと期待する点として、次のような意見が寄せられている。

- ① 「A 0 8 0 1 補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化」
「C 0 4 0 1 公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除」
 - ・校舎自体が地域の核となる施設であり、また地域性や建物規模などから、今後の発展的利用の可能性が大きい。
 - ・企業誘致による事業展開が図られ、事業の成功が地域の知名度を高める相乗効果も見込める。また、企業と地域の関わりが促進されることで住民の刺激に繋がり活性化が期待される。
- ② 「A 0 8 0 1 補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化」
 - ・新たな企業が立地することで、雇用の増加、製品出荷額の増加は確実に望める。企業の努力により地域連携活動も期待でき、目標の達成に対する期待も大きい。
- ③ 「A 2 0 0 4 地域再生支援利子補給金」
 - ・多くの地元金融機関が指定金融機関の指定を受ける意向を示していることから、本支援措置の活用事例が多く生まれ、県内製造業の技術開発や新商品の開発が促進されると考えられる。
- ④ 「A 3 0 0 1 道整備交付金」
「A 3 0 0 2 汚水処理施設整備交付金」
 - ・現在、地域の観光資源を活かしたまちづくりに取り組んでおり、当該交付金による整備が進むにつれ観光誘客の増加、通過型観光から着地型観光への転換が図れると期待している。
- ⑤ 「A 3 0 0 3 港整備交付金」
 - ・防波堤の延伸を図ることで、港内の安全性・定時性が向上し、入港船舶隻数の増加が見込める。
 - ・周辺観光施設利用者の更なる増加を期待したいが、不景気による影響も予想される。
- ⑥ 「B 0 5 0 1 外国人研究者等に対する永住許可弾力化事業」
 - ・外国人研究者等の永住許可を促進することにより、研究機関における研究の質の水準を維持することができるとともに、新たな外国人研究者を集積する機会になると期待している。
- ⑦ 「B 0 5 0 2 外国人研究者等に対する入国申請手続きに係る優先処理事業」
 - ・外国人研究者等の入国申請手続きを優先処理することにより、優秀な研究者を対象地域に集積することができる。
 - ・外国人研究者等の受入促進により先端健康産業に関する研究開発促進に寄与することを期待している。
- ⑧ 「B 0 8 0 1 科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム」
 - ・当該支援措置に基づく取組の知名度が向上するとともに育成した人材も地域で活躍し、ネットワークも形成されるなど基盤が確立されつつある。今後は、この基盤の上に、育成した人材や大学、地域が有機的に結びつき、相乗効果を発揮していくことができると考えている。
- ⑨ 「B 0 8 0 5 都市エリア産官学連携促進事業」
 - ・本事業による先端技術を活用した研究開発を通じ、県内企業における新規事業の創出や研究開発型の地域産業の育成が図られると考えられる。
- ⑩ 「B 0 9 0 2 地域雇用創造推進事業（新パッケージ事業）」
 - ・地域における事業の浸透度が上昇することにより、雇用状況の改善の必要性についての関心が強まることが期待される。

- ・育成された人材が起業や特産品の開発、雇用の拡大に関与し、地域経済の活性化に寄与することが期待される。
 - ・人材育成を図るセミナー等、事業を活用する利用者は事業計画の目標値を上回っていることから、今後は就職者数も伸びてくると考える。
 - ・支援措置により、重点的な雇用創出事業の実施が可能となり、新規の雇用創出を期待する。一方で、最近の雇用情勢の悪化による目標達成状況が懸念される。
 - ・人材育成による地域全体の観光産業の底上げが図られることによって、宿泊客を含む観光客の増加に繋がるものと考ええる。
- ⑪「B1014山村再生総合対策事業」
- ・支援措置により開発されたプログラムにより、健康をテーマとした地域づくりにつながり、地域の高齢者が元気になり交流人口の増加も見込まれる。
- ⑫「B2001官民パートナーシップ確立のための支援事業」
- ・官民が一体となり総合的な観光政策を推進し滞在型観光プログラムの作成等を実施することにより、観光入り込み数の増加が見込める。
 - ・コミュニティ活性化策のヒントをつかんだ住民の市民活動への参加増が期待される
- ⑬「C3003地域再生支援のための「特定地域プロジェクトチーム」の編成」
- ・今回のプロジェクト支援を契機として、物流の基盤が整い、今後農・商・工等異種産業との連携促進による、新産業の創出に期待を寄せている。

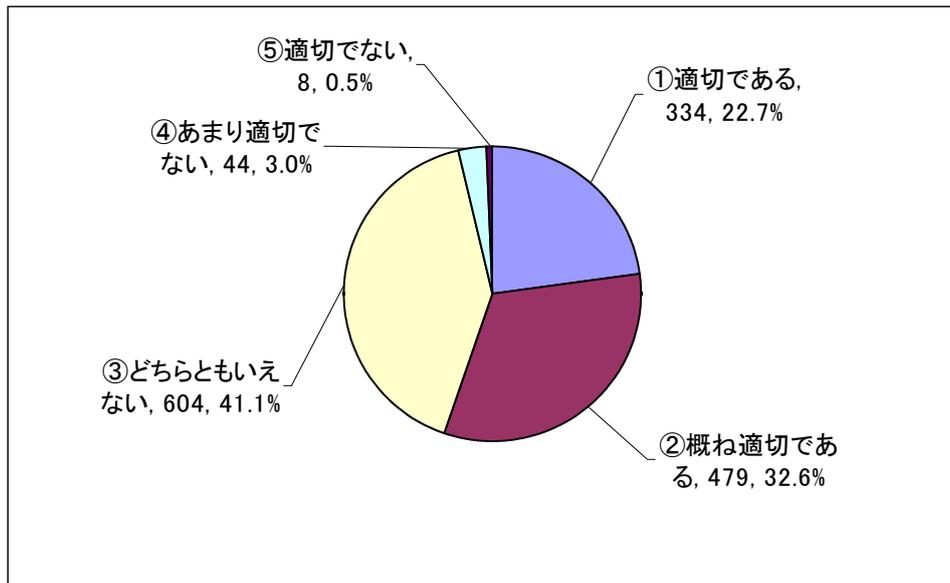
問7-5 支援措置を活用するための個々の手続きについて、以下のいずれかを選択してください。

- ①適切である ②概ね適切である
 ③どちらともいえない ④あまり適切でない
 ⑤適切でない

支援措置活用のための個々の手続きについて、「適切である」「概ね適切である」との回答があわせて55.3%(813回答)で、「あまり適切でない」「適切でない」との回答があわせて3.5%(52回答)となっており、「どちらともいえない」との回答は41.1%(604回答)であった。

図表 19 支援措置を活用するための手続き状況

(n=1469)



問 7-6 7-5 の回答が①～③の場合は、さらなる改善点及び改善方策を、④、⑤の場合は、その理由及び改善方策をご記入下さい。

支援措置を活用するための個々の手続きの更なる改善点及び改善方策について、次のような意見が寄せられている。

- ①「A0801 補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化」
「C0401 公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除」
 - ・可能な限り早い時期からの準備を進める上で、申請のスケジュールについて予定も含めて早期に開示願いたい。
 - ・計画の認定手続きを簡略化してほしい。
- ②「A3002 汚水処理施設整備交付金」
 - ・今後の計画変更や目標達成に向けて、作業期間を長く取れるよう更なる情報提供をお願いしたい。
 - ・計画変更等の申請事務の参考例を提示してほしい。
 - ・事務手続き等はなるべく簡素化を図ってほしい。また、可能な限り円滑に対応及び処理ができるように具体例等の提示を望んでいる。
 - ・繰越し手続きが不要であり、事務の簡素化が図れている。このため、この制度については今後とも維持していただきたい。
- ③「B0902 地域雇用創造推進事業（新パッケージ事業）」
 - ・事業実施について、専門的なアドバイザーやフォローアップ制度が導入されれば、地域再生の取り組みにさらに厚みが増すと考えられる。
 - ・支援を受けるために付随する各種計画書の簡略化
 - ・事業構想書の提出後に、事業内容や経費積算の詳細を求められるが、その提出期限が短いため、初めに構想書を提出する段階である程度準備できるよう募集要項等でより詳細な説明があるとよい。
- ④「B1002 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」
 - ・概ね適切と考えるが、さらに地域再生計画を策定することによる具体的なメ

リットが提示されればよいと考える。

- ⑤「B2001官民パートナーシップ確立のための支援事業」
 - ・支援事業の受付期間が短いため事業申請に係る事務処理に困難をきたしたことから、受付期間を延長願いたい。
- ⑥「C0401公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除」
 - ・活用事例の周知・充実
- ⑦「C0901地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）」
 - ・支援措置の申請手続きが複雑なので簡素化することにより、利用しやすくなるものとする。
 - ・受ける支援措置が単独の場合、支援措置を受けるためだけの再生計画であり、支援措置と再生計画で同じような書類を作成しなければならない。単独の支援措置のみの申請の場合は、再生計画を補完するようなかたちで申請できればよい。
- ⑧「C2001市民活動団体等支援総合事業（地域再生に資するNPO等の活動支援）」
 - ・申請事務をできるだけ、簡素化願いたい。